

広島県告示第八百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

令和八年七月三十日

広島県知事 横 田 美 香

名 称	所 在 地		変更年月日
	新	旧	
江田島訪問看護ステーションえん	江田島市大柿町小古江一四二八番地一	江田島市大柿町小古江一五七六番地七	令和七年二月一日